苫小牧市住宅確保要配慮者居住支援協議会会則

（名称）

第１条　本会は、苫小牧市住宅確保要配慮者居住支援協議会という。

（目的）

第２条　本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成１９年法律第１１２号。以下「法」という。）第２条に規定する住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、苫小牧市における福祉の増進と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

⑴　住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関する事業

⑵　住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関する事業

⑶　住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の環境整備に関する事業

⑷　その他目的達成のために必要な事業

（組織）

第４条　本会は、別表に掲げる機関及び団体をもって構成し、その代表者を本会の委員として市長が委嘱する。

（役員）

第５条　本会に次の役員を置く。

⑴　会長１名

⑵　副会長１名

２　会長及び副会長は、それぞれ委員の互選による。

（役員の任務）

第６条　役員の任務は、次のとおりとする。

⑴　会長は、本会を代表し、会務を総括する。

⑵　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第７条　本会の委員及び役員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　委員及び役員に欠員が生じたときは、補充することができる。この場合、補欠の任期は前任者の残任期間とする。

（総会）

第８条　総会は、毎年１回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は委員の３分の１以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

２　総会は、次の事項を承認議決する。

⑴　本会の事業計画に関すること

⑵　本会の事業報告に関すること

⑶　本会会則の制定及び改廃に関すること

⑷　専門部会の設置に関すること

⑸　その他本会に関する基本的事項及び重要事項に関すること

３　臨時総会は、開催するまでの期間、内容その他の事由を勘案し、会長が認める場合にあっては文書による照会をもってこれに代えることができる。ただし、委員からの請求により臨時総会を開催する場合を除。

４　総会は会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。

５　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

（定足数等）

第９条　総会は、委員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

２　総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の委員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の規定の適用については、出席した委員とみなす。

（委員の謝礼及び交通費）

第１０条 委員の謝礼は、苫小牧市私的諮問機関の委員等に対する謝礼金の支払いに関する要綱の規定により、交通費は、苫小牧市旅費支給条例（令和７年条例第２１号）及び苫小牧市旅費支給条例施行規則（令和８年規則第９号）に準じて支払うものとする。

（専門部会）

第１１条　本会は、第３条の事業を実施するにあたり、専門的かつ具体的に協議、検討するために、専門部会を設置することができる。

２　専門部会は、会長が指名する者をもって構成し、部会長が招集する。
３　部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
４　部会長は、部会員の互選による。
５　部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第１２条　本会の事務等を行うために、苫小牧市都市建設部住宅政策室住まい支援課及び健康福祉部総合福祉課に事務局を置く。
２　本会の経理は、第１０条に掲げるもののほか、苫小牧市会計規則（昭和３９年規則第１７号)、苫小牧市契約に関する規則（昭和２９年規則第１３号）その他苫小牧市の財務規定及び会計処理基準に準じて行うものとする。

（秘密の保持）

第１３条　本会を構成する機関及び団体に属する者は、本会の事業の実施に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
２　総会、臨時総会、専門部会は、前項の規定による措置として、非公開の会議とすることができる。

（雑則）

第１４条　この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この会則は、令和８年１０月１９日から施行する。

別表（第４条関係）

不動産関係団体	公益社団法人北海道宅地建物取引業協会苫小牧支部	
	公益社団法人全日本不動産協会北海道本部道央ブロック	
居住支援団体等	社会福祉法人苫小牧市社会福祉協議会	
	札幌弁護士会苫小牧支部	
	札幌司法書士会苫小牧支部	
	苫小牧市民生委員児童委員協議会	
	苫小牧市地域自立支援協議会	
	苫小牧市地域包括支援センター連絡協議会	
行政機関	苫小牧市	（事務局） 都市建設部住宅政策室住まい支援課 健康福祉部総合福祉課